

りそな企業年金研究所
りそな年金 F A X 情報



《確定給付企業年金関連》

平成22年9月14日

確定給付企業年金法施行規則の一部改正について

本日、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する厚生労働省令(第104号)が公布されました。
以下にその概要をご案内いたします。

- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金(注1)の加入者数要件の緩和：
300人未満 ⇒ 500人未満
- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金において、年金数理に関する書類(注2)へ年金数理
人が確認し、署名押印することが不要とされている期間：
平成24年3月31日までの間 ⇒ 当分の間
- 施行日：公布の日(平成22年9月14日)

(注1) 簡易な基準に基づく確定給付企業年金は、確定給付企業年金法施行規則第52条の規定により、簡易な基準に基づいて掛金を算定している確定給付企業年金のことをいう。加入者数が一定未満の場合に簡易な基準で財政運営を行おうとするもので、予定利率、予定死亡率のみを用い(予定脱退率を使用しない)、予定利率は4%以下とすることなどの要件がある。

(注2) 年金数理に関する書類には、給付の設計の基礎を示した書類、掛金の計算の基礎を示した書類、財政再計算報告書、決算に関する報告書等がある。

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3212 大阪 06-6268-1833

以上